許可番号第０２３４０１４８６５８号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　　所　大府市月見町四丁目３８番地

氏　　名　インセント　株式会社
　　代表取締役　森下　勝己　様
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事　大　村　秀　章

許可の年月日　　令和　元（2019）年　7月　5日
許可の有効年月日　　令和　8（2026）年　5月１７日

１　事業の範囲

（１）事業の区分

中間処分（破砕、破砕選別）、埋立処分

複写厳禁
インセント㈱

（２）産業廃棄物の種類

ア　破砕

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上　６品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

イ　破砕選別

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上　７品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

ウ　埋立処分

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コ

ンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（石綿含有産業廃棄物等溶融処理生成物に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上　６品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

２　事業の用に供するすべての施設

（１）破砕施設

ア　設置場所

知多郡東浦町大字森岡字上源吾３６番７１

イ　設置年月日

昭和６０年１１月８日

ウ　処理能力

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）　70.4t／日（8.8t／時間）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）　100t／日（12.5t／時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ　許可年月日及び許可番号

平成２４年７月２日　　２４尾知環第３２２－２号

（２）破砕施設

ア　設置場所

大府市吉田町正右ェ門新田４１番５８

イ　設置年月日

昭和６２年５月２０日

ウ　処理能力

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）　680m3／日（85m3／時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ　許可年月日及び許可番号

平成２１年３月１９日　　２０尾知環第３２７－６号

（３）破砕施設

ア　設置場所

知多郡東浦町大字藤江字南栄町１番２８

イ　設置年月日

平成１４年１２月１日

ウ　処理能力

複写厳禁
インセント㈱

許可番号第０２３４０１４８６５８号

木くず　160t／日（20t／時間）

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず

77.6t／日（9.7t／時間）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）　28.8t／日（3.6t／時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ　許可年月日及び許可番号

平成２１年３月１９日　　２０尾知環第３２７－７号

（４）破砕選別施設（（１）破砕施設と同施設）

ア　設置場所

知多郡東浦町大字森岡字上源吾３６番７１

イ　設置年月日

昭和６０年１１月８日

ウ　処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

149.18t／日（18.6475t／時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ　許可年月日及び許可番号

平成２４年７月２日　　２４尾知環第３２２－２号

（５）破砕選別施設（（３）破砕施設と同施設）

ア　設置場所

知多郡東浦町大字藤江字南栄町１番２８

イ　設置年月日

平成１４年１２月１日

ウ　処理能力

木くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

160t／日（20t／時間）

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、

複写厳禁
インセント㈱

許可番号第０２３４０１４８６５８号

紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

77.6t／日（9.7t／時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ　許可年月日及び許可番号

平成２１年３月１９日　　２０尾知環第３２７－７号

（６）埋立施設（安定型）

ア　設置場所

半田市州の崎町２番１７６

イ　設置年月日

平成１０年１１月４日

ウ　埋立地の面積

４８，８３３．７０m2　（全体面積　５２，６７６．８４m2）

エ　埋立容量

２４３，０１８m3

オ　埋立処分する産業廃棄物

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（石綿含有産業廃棄物等溶融処理生成物に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

カ　許可年月日及び許可番号

平成２６年５月２６日　　２４循環第４９－２号

３　許可の条件

なし

４　許可の更新又は変更の状況

平成２１年　５月１８日　新規許可

平成２６年　９月２９日　更新許可

令和　元年　７月　５日　更新許可（優良認定）

５　規則第10条の４第５項の規定による許可証の提出の有無

有　・　㊫

複写厳禁
インセント㈱